

うつのみや地産地消推進店認定要領

(目的)

第1条 この要領は、うつのみや地産地消推進店（以下「推進店」という。）の認定について、宇都宮市地産地消推進会議（以下「推進会議」という。）の事務処理及び事業者の手続きなど必要な事項を定める。

(認定)

第2条 推進会議は、市内に店舗を有する直売所、小売店・量販店及び飲食店・宿泊施設、食品加工事業者の申請を受け、この要領に定める基準を満たすと認められた場合、推進店として認定する。

(認定基準)

第3条 推進店の認定基準は、別表1に定めるとおりとする。

(募集)

第4条 推進店の募集の方法は別途定める。

(認定申請)

第5条 推進店の認定を受けようとする事業者は、認定申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、推進会議へ提出するものとする。

(審査及び認定)

第6条 推進会議は、認定申請書を受理した後、認定基準に基づき速やかに審査を実施するものとする。

2 推進会議は、申請者より提出された認定申請書等により認定の可否を決定し、その結果について、申請者に対して認定結果通知（様式第2号）により通知するものとする。

3 ただし会長は、前項の規定にかかわらず明らかに認定基準に適合するときは認定し、推進会議に報告するものとする。

4 推進会議は、推進店として認定した申請者に対して認定証を交付し、推進店のPRに必要な資材を提供又は貸与するものとする。

(調査)

第7条 推進会議は、認定申請を確認するため、必要に応じ現地調査を行うことができる。また、認定した後についても同様とする。

(認定期間)

第8条 推進店の認定期間は3か年度とする。

2 認定期間の終了後も継続して推進店の認定を受けようとする事業者は、認定期間終了の1ヶ月前までに認定申請書を推進会議に提出するものとする。

(申請の変更)

第9条 推進店は、認定証の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに推進会議へ変更届書(様式第4号)を提出するものとする。

(実績報告)

第10条 推進店の認定を受けた事業者は、翌年4月末までに報告書(様式第3号)を推進会議へ提出するものとする。

(認定の辞退)

第11条 推進店が認定を辞退するときは、辞退届書(様式第5号)を推進会議へ提出するものとする。

(認定の取り消し)

第12条 推進会議は、推進店が第3条に定める基準のほか、認定申請時の現状を満たさなくなった場合は、認定を取り消すことができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成22年9月28日から施行する。

この要領は、平成25年3月18日から施行する。

この要領は、平成28年5月27日から施行する。